

随意契約理由書

件名	神戸リハビリテーション病院ボイラー分解整備		
契約の相手方	川重冷熱工業株式会社		
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当		
随意契約の理由	<p>本業務の対象機器であるボイラーは、神戸リハビリテーション病院の給湯設備の熱源として設置されている。当該機器が故障した場合、施設の給湯を行うことができず、施設の運営が不可能になる。当該機器は平成18年に設置され、約13年が経過し、経年劣化が進行しているため、適正な整備により機器の性能維持とライフサイクルの長期化を図る必要がある。</p> <p>当該機器は川重冷熱工業(株)が独自の技術で製造したものである。本業務は、分解整備および制御盤、水柱管などの部品交換ならびに試運転調整の一切を行うものであるが、その実施には製造業者しか知りえない設計図書や図面が必要であり、また交換部品の調達も他社では不可能である。</p> <p>以上の理由により、本業務は上記業者にしか履行できないため、上記業者との随意契約を行うものである。</p>		
担当部署 (問合せ先)	健康局地域医療課	(電話番号	078-322-5246(内線:3376))